

環境関連条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（案）の概要

1 趣旨

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令が制定され、環境省の所管する各法律の施行規則等で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の法令に基づく身分証明書を統合した1枚の新たな「統合様式」を用いて身分証明書を作成することができる旨が規定されています。

本県で定められている環境関連条例に基づく立入検査等に係る身分証明書についても、環境保全業務の実態として、1人で複数枚の身分証明書を所持しなければならず、身分証の発行に伴う事務負担の軽減に資するよう、各条例の趣旨・目的に鑑み様式の規格の統一化等について課題等を整理し、令和4年度当初から新たな身分証明書の様式の使用が可能となるよう規則の制定を検討しています。

2 案の概要

(1) 内容

「環境関連条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」を制定し、環境関連条例の規則で定める既存の身分証明書の様式に加えて、複数の規則で定める身分証明書を統合した新たな様式を用いることができる旨を規定します。

(2) 環境関連条例の根拠規定

- ① 千葉県環境保全条例第37条第1項、第54条第1項及び第56条の9第1項
- ② 千葉県環境影響評価条例第64条第1項
- ③ 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例第12条第1項
- ④ 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例第15条第1項
- ⑤ 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第2項
- ⑥ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第28条第1項
- ⑦ 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第28条第1項
- ⑧ 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例第6条第1項
- ⑨ 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例第11条第1項
- ⑩ 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第14条第1項
- ⑪ 千葉県自然環境保全条例第13条第1項、第19条第2項、第24条第2項及び第28条第1項
- ⑫ 千葉県立自然公園条例第15条第1項、第22条第2項、第24条第2項及び第29条第1項

(3) 統合様式

環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令に定める身分証の記載事項（職・氏名、生年月日、交付日、有効期限、写真）について記載を行います。よって、一部規則の現行様式で記載を求めている記載事項についても、記載されることになります。

表中に、立入検査等の根拠となる条例の名称及び条項を列記した上で、当該職員が立入検査等の職権を有する条例に「○」印を、職権を有さない条例に「－」印を記載することとします。

同一条例中に立入検査等に係る複数の規定がある場合であって、当該職員の権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権限を有する範囲が明らかとなるよう、当該条例中の対象条文を特定して記載することとします。

立入検査等の根拠となる条例の条文については、身分証明書に印刷せず、立入検査等の際に事業者等から問合せがあった場合には、別紙に印刷し若しくは電子機器に表示した条文を提示する、又は条文の参照方法を口頭で伝達するなど、適当な方法により対応することとします。

3 施行予定時期

令和4年4月1日